平成２８年１１月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２８年１１月１０日（木）午前９時３０分から午前１０時３５分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１５名

４．出席委員　（１５名）

１番　小畠　裕司
２番　熊丸　　渡
３番　田中　博己
５番　荒巻　利三
６番　野口　俊夫
７番　松永　一完
８番　眞崎　萬次
９番　池田　久生
１０番　久良木勝昌
１１番　真辺　恵子
１２番　松永　靜義
１３番　古賀　良隆
１４番　池田　英昭
１５番　野口　壽格
１６番　水落　　愃　　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　石川　　剛

７．議事内容

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条第１項の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長

みなさん、おはようございます。

時間前ではございますけども、今日の議案書は分厚くなっておりますので、慎重審議をお願いし早速始めさせていただきたいと思います。今、事務局長が言いましたように、先日の臼杵市での農業委員会の研修会は大変お疲れ様でございました。最後は雨に濡れての研修ということでございまして、大変ご苦労だったかと思います。また、昨日はアメリカ大統領の選挙が行われ、共和党のトランプさんが当選ということになりまして、今後世界の政治・経済が大きく変化するのではないかと思われます。また、ＴＰＰの問題も先行きが不透明な感がすると私は思っているところでございます。農業委員会についても変わると思いますけども、よろしくお願いしておきます。

大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席してありますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。

では、１１月の農業委員会総会を開催いたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。

本日の議事録署名人を、１４番委員　池田英昭委員、１５番委員　野口壽格委員にお願いいたします。

議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の朗読説明を求めます。

事務局

朗読説明の前に、議案書の差し替えと修正箇所についてお知らせしたいと思います。本日各委員さんにお配りしております資料の中の「大木町農業地利用集積計画」と書かれている資料ですが、下の方にページ番号 41 と記載をしておりますけども、今回議案書に同じ 41 ページをはさんでおりますけども、こちらについては 40 ページと同じページが入っておりましたので、こちら 41 ページの分については差し替えをお願いしたいと思います。

続きまして議案書の 13 ページをお開きください。こちらは合意解約の関係ですけども、こちらの 2 番目に記載をしております、○○○○さんと○○○○さんの解約の中で、合計面積の記載が 5,370 ㎡となって　おりますが、正しくは 6,311 ㎡の誤りでございます。大変申し訳ありませんが、修正していただきますようお願いいたします。

それと申し訳ありませんがもう一点、22 ページの農地法第 3 条の許可申請についての整理番号 3 番に記載しております、○○○○さんと○○○○さんの申請の中で、○○○○さんの経営面積の記載が自作地 1,145 ㎡と借入地 197 ㎡と記載がありますけども、正しくは全て自作地ということで、自作地 1,342 ㎡となります。借入地につきましては 0 ということになりますので、大変申し訳ありませんが、こちらの方も修正していただきますようお願いいたします。

（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　ございませんでしょうか。

各委員　　はい。

議　長　　意見もないようでしたら、質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。
次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の野口俊夫委員の意見をお願いします。

野口俊夫委員　　この〇〇〇さんは認定農業者で、規模縮小というようなことになっておりますけども、〇〇〇さんの土地が吉祥地区に２畝程度あり、その集約関係で手放すということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号1番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に整理番号２番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の野口俊夫委員の意見をお願いします。

野口俊夫委員　ただ今事務局から経緯については詳しく説明がありましたけども、そのとおりでございます。譲渡し人の住所を見ていただくと分かりますように親の屋敷内に子の住所もあるということで、完全に農業後継者であるし、今後の担い手となっていく方でございますのでよろしくお願いします。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号３番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）
農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。この件につきましては、○○○○委員が当事者でありますので、会議規則により一時退席をお願いしたいと思います。暫時休憩とします。

（　○○○○委員退席の間暫時休憩　）

議　長　では再開します。地元委員の　野口俊夫　委員の意見をお願いします。

野口俊夫委員　この農地は元々○○さんが耕作されていました。今回、○○さんの住宅の南側に息子さんの住宅を建てられますが、その南側にある農地でございます。転用の際に一度合意解約をされておりますが、今回新たに購入されるということで申請されておりますのでよろしくお願いします。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりであります。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号３番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号３番を承認することに決定いたします。
本案件が終了したので、○○○○委員の入室を許可します。

ここで暫時休憩とします。

（　○○○○委員着席の間暫時休憩　）

議　長　　再会いたします。○○○○委員に報告いたします。整理番号３番については全員賛成により承認されました。
次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
農地の種別につきましては第１種農地でございますけども、不許可の例外の集落接続に当たる土地になります。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の野口壽格委員の意見をお願いします。

野口壽格委員　　先日８日に池田委員さんと私と事務局２人の４人で調査を行いました。事務局の説明どおりで、東側・南側ともに隣接地の承諾もあり、北側に排水路もありますので問題はないと思います。

議　長　　つづいて、地元委員の池田英昭委員の意見をお願いします。

池田英昭委員　　事務局及び現地調査員の説明どおりでございます。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見ございませんか。

各委員　　はい。

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決します。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定します。

議　長　　次に、議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　この件につきましては、本日承認をいただきましたら、１１月１５日に公告をする予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）
（　利用権設定関係　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

眞崎委員　　よろしいでしょうか。

議　長　　はい、眞崎委員。

眞崎委員　　大木町農用地利用集積計画の中で３４ページ、整理番号４２番の○○○○○○○○○○○と整理番号46番の○○○○○○○○○○○○○○ということで出ておりますけども、町外の法人が書かれておりますが、その法人の状況について少し説明をお願いしたいと思います。

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　○○○○○○○○から説明します。こちらの法人につきましては、親会社が三潴町にある○○○○○○○○でございまして、農業の生産を主に行う法人となっております。すでに農地所有適格法人となっておりまして、三潴町では法人として２，２４８㎡農地を取得されており、法人の名義となっております。それから筑後市の方で５，２８７㎡借受をされていらっしゃいます。主に品目としては、にんにく、大根、人参、えごま、ジャガイモ等の栽培を行っているということで、○○○○○○○○につきましてはレストランも経営されており、そちらで使われたり加工品等にして販売されるということになっております。
もう一つの○○○○○○○○○○○○○につきましては、親会社が○○○○○○という法人で久留米市諏訪野町にございまして、主な経営としてはスポーツガーデン等をされている法人でございます。こちらの法人につきましても農産物の生産を行うということで、現在筑前町でミニトマトの栽培を２反、山鹿市の方でニラの栽培を５反、あとうきは市の方で棚田米の栽培をされております。ミニトマト及びニラにつきましてはハウスを建てて栽培をされいらっしゃるということでございます。また、会社の定款等で農産物の生産を行う旨書かれていることを確認しております。○○○○○○○○○○○○○については一般の法人でございますが、一般の法人が農地を借り受ける際には要件がございます。要件としては借り受ける農地を効率的使用し、地域おける役割分担のもと農業を行うことが１点目、それ

から賃借契約の中で適正に農地を使っていない場合の解除条件が付いているということが２点目、それから３点目がこの法人の役員の一人が必ず農業に常に従事していないといけないというこの３要件がございます。こちらについては賃借契約及び全部事項証明等の書類によりその３要件をクリアしているということで今回利用権設定に挙げているという状況でございます。

議　長　　眞崎委員よろしいですか。

眞崎委員　　はい

事務局　　他にご意見ございませんか。

事務局　　今、一般の株式会社でも農業を事業として行うことができるということで、先ほど言いました３要件、農地の効率利用と周囲の営農関係者との協力の部分と解除条件付、あと改正によって役員もしくは重要な使用人が常時農業に従事するということで、役員という要件が緩和されております。雇われている方が一人はきちんと管理をしなさいよということで、企業の農業参入の緩和ということで若干改正が行われておりますので、それで出てきている分でございます。今後もこのような形で企業参入が出てくるような状況になってくるかと思いますので、当然出てきたら農業委員会の方に諮らせていただきますが、地域の方でも悪質なところが入ってこないように気を配っていただければと思います。

眞崎委員　　はい。

議　長　　はい、眞崎委員。

眞崎委員　　〇〇〇〇〇〇〇さんは農地所有適格法人ということで農地取得ができるということですが、一般法人の場合も農地取得の関係についてはいろいろと規制があるんですか。

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　先ほど眞崎委員さんから言われたとおり、農地所有適格法人につきましては売買により農地の取得することが可能です。一般法人につきましては取得ができません。すべて借入のみとなっております。どうしても取得したいという場合には農地所有適格法人にならないとできないということでございます。

議　長　　眞崎委員よろしいですか。

眞崎委員　　はい

事務局	他にご意見ございませんか。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。 議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。 以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。